

再就職手当について

再就職手当とは、基本手当の受給資格の決定を受けた後に早期に安定した職業に就き、又は事業を開始した場合に支給することにより、早期の再就職を促進するための制度です。

再就職手当の額は就職等をする前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給算日数により給付率が異なります。

- ・支給日数を所定給付日数の3分の2以上残して早期に再就職した場合
→基本手当の支給残日数の**70%**の額
- ・支給日数を所定給付日数の3分の1以上残して早期に再就職した場合
→基本手当の支給算日数の**60%**の額

次の①～⑧までの要件を満たした場合に、再就職手当の支給を受けることができます。

- ① 就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること
- ② 1年を超えて勤務することが確実であると認められること
- ③ 待期満了日以降の就職であること
- ④ 離職理由による給付制限を受けた場合は、待期満了後の1ヶ月間については、ハローワーク等または許可・届出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること
- ⑤ 離職前の事業主や、その関連事業主への再就職ではないこと
- ⑥ 就職日前3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと
- ⑦ 受給資格決定(求職申し込み)前から採用が内定していた事業主に雇用されたものではないこと
- ⑧ 原則として、雇用保険の被保険者資格要件を満たす条件での雇用であること

再就職手当に関する詳しい条件については2ページ以降をご覧下さい。

- ① 就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること

所定給付日数	支給残日数		再就職手当の額
	支給率60%の場合	支給率70%の場合	
90日	30日以上	60日以上	
120日	40日以上	80日以上	
150日	50日以上	100日以上	
180日	60日以上	120日以上	
210日	70日以上	140日以上	
240日	80日以上	160日以上	
270日	90日以上	180日以上	
300日	100日以上	200日以上	
330日	110日以上	220日以上	
360日	120日以上	240日以上	

上の表のように支給残日数によって再就職手当の給付率が異なります。

基本手当日額については、雇用保険受給資格者証の表の19.基本手当日額を、支給残日数については、雇用保険受給資格者証の裏の残日数をご覧下さい。

また、再就職手当を算出する際の基本手当日額には上限があります。

- ・離職時の年齢が60歳未満の方・・・・・・・6,290円
 - ・離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方・・・・5,085円
- (基本手当の上限額は、毎年8月1日に変更となる場合があります。)

- ② 1年を超えて勤務することが確実であると認められること

- ・1年以下の雇用期間が定められ、雇用契約の更新に当たって、一定の目標達成が条件付けられている場合は、対象外となります。
- ・登録型派遣で就職した場合は、具体的な派遣予定(労働者受託済み)が無い場合は、対象外となります。
- ・1年以内に事業主の都合による転籍・出向等の予定がある場合は②の条件に該当しない場合があります。

③ 待期満了日以降の就職であること

雇用保険の手続きはハローワーク等へ離職票を提出し、あわせて仕事探しの申込をしたときからスタートします。この手続き開始の日を「受給資格決定日」と言います。受給資格決定日から失業の状態にあった日が通算して7日間経過するまでは、基本手当の支給を受けることができないこの期間を「待期」と言います。

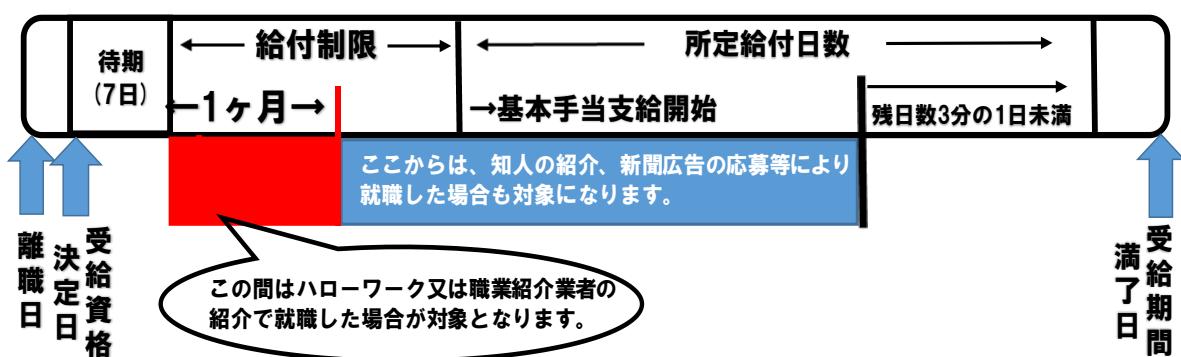
→雇用保険の手続きをした日から7日間経過してからの就職が対象となります。

④ 離職理由による給付制限を受けた場合は、待期満了後の1ヶ月間については、ハローワーク等または許可・届出のある職業紹介事業者等の紹介により就職したものであること

ハローワークでなくても許可届出のある民間職業紹介事業者から紹介を受けての就職であれば、対象となります。ただし、**職業紹介事業者の求人サイトを見て自分で応募して就職の場合は対象外**となります。同様に、ハローワークの求人でも紹介状をもらわずに、ご自身で連絡して就職した場合も対象外となります。

民間の職業紹介事業者から紹介を受けて就職した場合は、再就職手当申請の際に職業紹介事業者に紹介をしたかの証明をいただくことになっています。職業紹介事業者からの紹介を考えている方は職業紹介事業者が許可届出を行っているかご確認下さい。

待期満了後の1ヶ月以降は知人の紹介、新聞広告の応募等により就職した場合も対象となります。



⑤ 離職前の事業主や、その関連事業主への再就職ではないこと

- ・退職した会社に戻った場合は対象外となります。
- ・同じ派遣会社の場合、派遣元の会社に雇われることになるので、派遣先が違ったとしても対象外になります。
- ・関連事業主については、前職と再就職先が人的交流を行っていたり、年間の売上の50%以上を両事業所間で取引していた場合などが対象外となります。このことについては再就職手当の申請の時に再就職先に前職の会社との関連がないかの証明をもらうことになります。

⑥ 就職日前3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けているないこと

以前に再就職手当をもらっている場合には3年間は再就職手当の支給を受けることができません。3年の基準は就職日を基準に考えます。

例えば、令和3年10月1日に就職して再就職手当をもらった場合は、令和6年10月1日までに就職した場合は対象外となります。

⑦ 受給資格決定(求職申し込み)前から採用が内定していた事業主に雇用されたものではないこと

基本的に内定をもらっていた場合は失業保険の手続きはできませんが、内定をもらっている会社の労働条件に満足できず、より良い条件の会社への就職を目指し、実際に就職活動を行う場合であれば、失業保険の手続きはできます。

ただし、求職活動をした結果、満足のいく会社への就職ができず、求職活動を諦めてもともと内定をもらっていた会社に就職する場合は、再就職手当は対象外となります。

⑧ 原則として、雇用保険の被保険者資格要件を満たす条件での雇用であること

雇用保険に加入できる主な条件とは

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上雇用されることが見込まれること

上記の2点になります。ただこの2つの条件を満たしても、家事使用人や学生などは雇用保険に加入できないなど例外はあります。

再就職手当に関する詳しい条件を見てきましたが、わからないことがあれば「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」や雇用保険初回説明会の際に配布した「再就職手当のご案内」などをお読みいただくか、お気軽に給付係窓口までおたずねください。